毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

規　則

○秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則（七〇・自然保護課）…1

訓　令

○麻薬取締員証規程（一九・医務薬事課）……1

教育委員会規則

○秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（一三・教育庁総務課）…3

○独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金の免除に関する規則（一四・保健体育課）……3

教育委員会訓令

○秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令（六・教育庁総務課）……5

規　則

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第七十号

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県の景観を守る条例施行規則（平成五年秋田県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号を次のように改める。

一　日本郵政公社

第八条第三号から第六号までを次のように改める。

三　独立行政法人空港周辺整備機構

四　独立行政法人国際協力機構

五　独立行政法人雇用・能力開発機構

六　独立行政法人福祉医療機構

第八条第八号を次のように改める。

八　独立行政法人科学技術振興機構

第八条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　独立行政法人日本スポーツ振興センター

第八条第十二号を次のように改める。

十二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第八条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　独立行政法人水資源機構

第八条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とする。

附　則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第八条第一号の改正規定は公布の日から、同条第五号の改正規定は平成十六年三月一日から施行する。

訓　令

秋田県訓令第十九号

麻薬取締員証規程を次のように定める。

平成十五年九月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

麻薬取締員証規程

麻薬司法警察手帳規程（昭和二十八年秋田県訓令甲第十八号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条　この訓令は、麻薬取締員に貸与する麻薬取締員証に関し必要な事項を定めるものとする。

（制式）

第二条　麻薬取締員証の制式は、別図のとおりとする。

（携帯及び提示）

第三条　麻薬取締員は、職務を執行するときは麻薬取締員証を携帯し、司法警察員と

しての職務を行う者であることを示す必要があるときは身分証及び記章を提示しなければならない。

（取扱い）

第四条　麻薬取締員は、麻薬取締員証の取扱いを慎重にし、紛失することのないように特に留意しなければならない。

2　麻薬取締員は、麻薬取締員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（届出）

第五条　麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失し、又は損傷し、若しくは汚損したときは、直ちに健康福祉部長に届け出なければならない。

（返納）

第六条　麻薬取締員は、麻薬取締員を免ぜられたときは、直ちに麻薬取締員証を健康福祉部長に返納しなければならない。

附　則

この訓令は、平成十五年十月一日から施行する。

別図（第三条関係）

本体

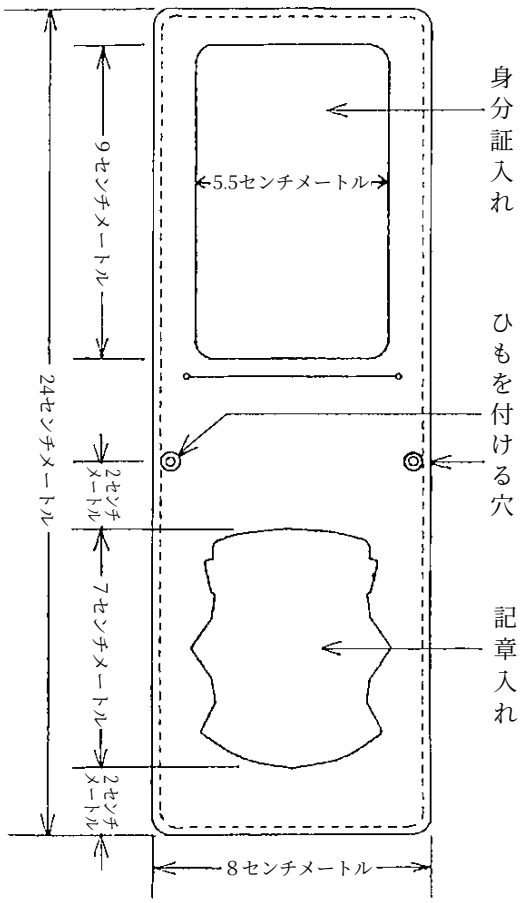

記章

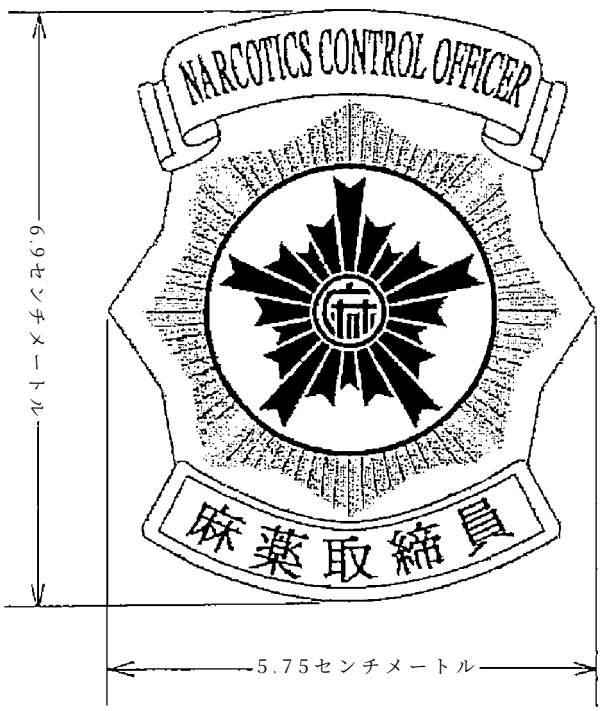

身分証

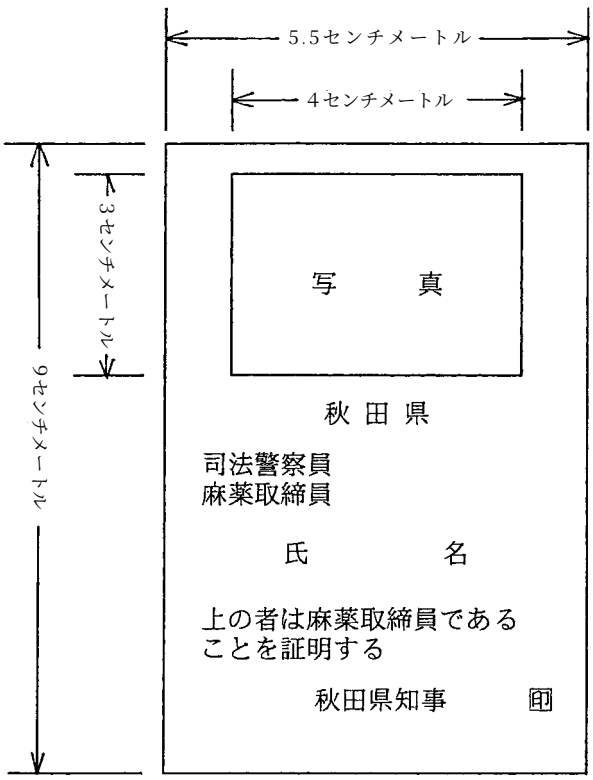

備考

一　本体は、黒色革製二つ折りとする。

二　身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認できるものとする。

三　身分証には、脱帽上半身正面の写真をはり付け、秋田県の刻印を押す。

四　記章は、金属製とし、「NARCOTICS　CONTROL　OFFICER」及び「麻薬取締官」の文字を黒色で、光線部分を銀色で、その他の部分を金色で表示する。

教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月三十日　　秋田県教育委員会委員長　太　田　宥　子

秋田県教育委員会規則第十三号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号中「日本体育・学校健康センター」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に改める。

附　則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金の免除に関する規則をここに公布する。

平成十五年九月三十日　　秋田県教育委員会委員長　太　田　宥　子

秋田県教育委員会規則第十四号

独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金の免除に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十七条第四項ただし書の規定による共済掛金の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（免除の基準）

第二条　共済掛金の免除を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

二　前号の要保護者に準ずる程度に困窮している者

（免除の手続）

第三条　共済掛金の免除を受けようとする者は、共済掛金免除申請書（別記様式）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2　校長は、前項の共済掛金免除申請書に免除の決定に参考となるべき資料等を添えるものとする。

（委任）

第四条　この規則に定めるもののほか、共済掛金の免除に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

（日本体育・学校健康センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金の免除に関する規則の廃止）

2　日本体育・学校健康センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金の免除に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第十三号）は、廃止する。

別記様式　共済掛金免除申請書（第３条関係）

（Ａ４判）

共済掛金免除申請書

年　　月　　日

秋田県教育委員会　様

（契約に係る児童又は生徒）
学校名　　等部
第　　学年　氏名
保護者氏名

年度の独立行政法人日本スポーツ振興センターとの
災害共済給付契約に係る共済掛金の免除について（申請）

独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第４項ただし書の規定により、共済掛金の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

１　免　除　申　請　額	
２　免除を必要とする理由	
※　校　長　の　意　見	

注　※印の欄に保護者は記入しないこと。

教育委員会訓令

秋田県教育委員会訓令第六号

庁中一般
各教育機関
各地方機関

秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年九月三十日

秋田県教育委員会教育長　小野寺　清

秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等事務決裁規程（昭和五十八年秋田県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第八号の表第五号中「日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号」に改める。

附　則

この訓令は、平成十五年十月一日から施行する。

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%